

秦野市水道事業水道技術管理者及び布設工事監督者に関する条例
の一部を改正することについて

秦野市水道事業水道技術管理者及び布設工事監督者に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成31年2月25日提出

秦野市長 高橋昌和

提案理由

水道法施行規則の一部改正に伴い、布設工事監督者の資格要件となる試験の選択科目の一部を削除するため、改正するものであります。

秦野市水道事業水道技術管理者及び布設工事監督者に関する条例
の一部を改正する条例

秦野市水道事業水道技術管理者及び布設工事監督者に関する条例（平成24年秦野市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条第8号中「又は水道環境」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の前に行われた技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、この条例による改正後の秦野市水道事業水道技術管理者及び布設工事監督者に関する条例第3条第8号の規定の適用については、同法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

議案第14号 秦野市水道事業水道技術管理者及び布設工事監督者に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次の各号に掲げる資格のいずれかとする。</p> <p>(1)－(7) (略)</p> <p>(8) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有していること。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の前に行われた技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道</p>	<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次の各号に掲げる資格のいずれかとする。</p> <p>(1)－(7) (略)</p> <p>(8) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る。)であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有していること。</p>

環境を選択したものは、この条例による改正後の秦野市水道事業水道技術管理者及び布設工事監督者に関する条例第3条第8号の規定の適用については、同法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であつて、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

秦野市水道事業水道技術管理者及び布設工事監督者に関する条例
の一部を改正することについて

1 水道法施行規則の一部改正について

(1) 概要

技術士法施行規則の一部改正により、布設工事監督者の資格要件となる技術士第2次試験の上下水道部門の選択科目のうち、「水道環境」が削除されたものです。

(2) 公布日

平成30年12月26日

(3) 施行日

平成31年4月1日

2 技術士法施行規則の一部改正について

(1) 概要

国は、時代の変化に対応した高い専門性と倫理観を有する技術者の育成・確保のための技術士の資質の向上、技術士制度の活用の促進及び技術士資格の国際的通用性の確保を目的として、科学技術・学術審議会技術士分科会において、今後の技術士制度の在り方について審議を行い、平成28年12月に報告書「今後の技術士制度の在り方について」が取りまとめられました。

同報告書に基づき、第2次試験の試験科目の改正など、技術士法施行規則の一部改正が行われたものです。

(2) 主な改正内容

○第2次試験の試験科目（選択科目）の改正

20部門96科目に細分化されている第2次試験の選択科目について、20部門69科目に見直しがなされました。

なお、上下水道部門については、選択科目の「水道環境」が「上水道及び工業用水道」に統合されました。

新		旧	
技術部門	選択科目	技術部門	選択科目
上下水道 部門	上水道及び工業用水道 下水道	上下水道 部門	上水道及び工業用水道 下水道 水道環境

(3) 公布日

平成29年12月28日

(4) 施行日

平成31年4月1日